

参加・協働のまちづくり推進指針

平成21年6月23日策定



目 次

- 1 参加と協働
 - (1) 社会的背景
 - 市民ニーズの多様化
 - 相互扶助精神の希薄化
 - 地方分権の進展
 - (2) 補完性の原理
 - (3) 参加
 - 参加の基本的な考え方
 - 具体的な取り組み
 - (4) 協働
 - 新たな公共の仕組み

- 2 市の現状
 - (1) 地域自治組織
 - (2) 市民活動団体
 - (3) 企業等
 - (4) 行政

- 3 市民団体等と行政との協働の考え方
 - (1) 協働の定義
 - (2) 協働の主体
 - 地域コミュニティ団体
 - 市民活動団体
 - 企業等
 - (3) 協働の領域
 - (4) 協働の形態
 - 助成・補助
 - 共催
 - 委託
 - 後援
 - 委員会・協議会
 - 事業協力・協定

- 4 協働のルール
 - (1) 対等
 - (2) 主体性・自律性の重視
 - (3) 目的の共有
 - (4) 情報の共有
 - (5) 評価・フィードバック

- 5 湯沢市の参加・協働のまちづくりを推進するために
 - (1) 市民力と地域力の向上
 - 情報の共有・発信
 - 人材育成・活動支援
 - 話し合い・交流の場
 - (2) 行政の体制づくり
 - 庁内推進体制
 - 職員の意識改革
 - (3) 参加・協働のまちづくり推進協議会（仮称）
 - 普及・啓発
 - 調査・研究
 - 新たな仕組みづくり

1. 参加と協働

湯沢市は、まちづくりの基本目標を5つ掲げてスタートしました。その1つに「みんなで築く夢が輝くまちづくり」が掲げられています。これは、個性豊かな独自のまちづくりを市民主体で進めていくため、市民と行政の協働の仕組み（制度・体制）によるまちづくり推進を市政の基本理念とするというものです。

(1) 社会的背景

市民ニーズの多様化

少子高齢化、人口減少、雇用問題、金融危機など、地域を取り巻く状況は日々刻々と変化しています。それに伴い、市民のニーズは複雑・多様化しているため、公共サービスも量的な増大と質的な変化が求められています。

しかし、今後の人口減少社会に伴う労働力の減少は、税収の減少にも必然的に結びつくなど、限られた財源のもとで、複雑・多様化する市民ニーズにきめ細かく対応するには、公平性、中立性が求められる行政だけの力では困難な状況にあります。

従来のような「公共サービス＝行政の仕事」という発想では、解決できない課題が出てくることは明らかです。

相互扶助精神の希薄化

従来の地域コミュニティには、当たり前のように、地域への愛着、市民同士の連帯感など、お互いを助け合う意識（相互扶助精神）がありました。

しかし、現在は、都市化・核家族化が進み、「心の豊かさ」よりも「物質的な豊かさ」を求める傾向にあるため、その意識は次第に希薄化し、これまで地域コミュニティが果たしてきた自治活動や互助活動の機能が低下してきています。

このような地域社会において、地域コミュニティの再生を図り、地域課題に住民が主体的に関わり解決していく「地域力」が求められています。

地方分権の進展

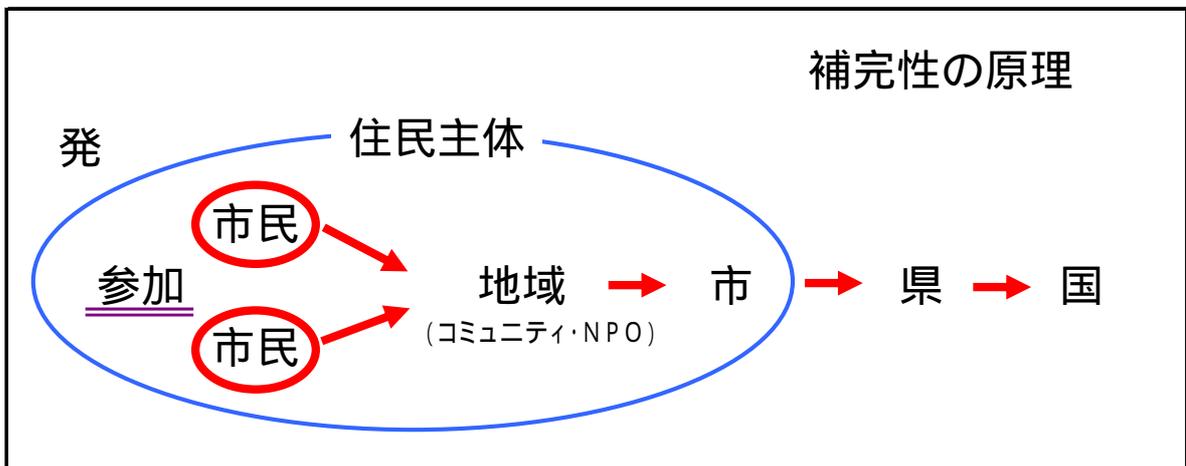
近年、「地方分権」という言葉が頻繁に使われるようになりました。これは、従来型の中央集権システムから、「市民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ねる」という地方分権型システムへの移行を目指すものです。地方分権の進展に伴い、市民と行政が「自己決定」と「自己責任」のもと、市民ニーズを迅速、的確に把握し、知恵を出し合い、協力して地域課題を解決していく「まちづくり」が求められています。

本市においては、4市町村が合併し、行政区域が広域化したこともあり、それぞれの歴史や文化など地域の特色を活かした独創的な視点でまちづくりを進めることが重要です。

(2) 補完性の原理

地域課題を解決していくためには、地域が自治能力を高め、地域社会に活力をつけていくことが必要であり、そのための具体的な手段が「協働」です。

そもそも、地域における公共的ニーズの所在と本質を知っているのは、そこに住む人々にほかなりません。したがって、地域の公共的な課題が発生したときは、まず自分たちで解決する方法を考え、自分たちにできないことを行政が補完することが原則です。つまり、補完性の原理とは、「市民一人ひとりが身近な課題を解決するに当たって、まず自分でできることは自分でやる、自分でできないことは地域で、それでもできない場合は行政が行う」という考え方です。行政サービスの縮小を目的に、国から県へ、県から市町村へと業務を手放していくことが「補完性の原理」ではありません。このことを市民と行政がお互いに正しく理解することから協働は始まります。



(3) 参加

地方分権の進展により、地方自治体の自己決定・自己責任の範囲が拡大されました。

地方自治には、地方自治体が自主性・自立性をもって、自らの判断と責任のもとに地域の実情に沿った行政を行っていく「団体自治」と市民が自らの地域のことを考え自らの手で治めていく「住民自治」があります。この「住民自治」の拡充がこれからの新たなまちづくりに求められるものであり、そのためには、市民参加の推進が必要不可欠なものとなります。

参加の基本的な考え方

参加には、大きく分けて2つの参加があります。1つは、行政や行政活動への参加。

もう1つは、ボランティア活動や町内会などコミュニティ活動への参加です。

いままでは、行政が市民に参加してもらって、行政や町内会行事への形だけの参加など自発的でない参加がほとんどでした。更に参加者が固定化、高齢化する傾向がみら

れ、住民自治の意識が薄れてきたことは否めません。

これからの参加、すなわち湯沢市における参加とは、「市民が地域的公共的課題の解決に向けて、自発的に主体的に行政や社会に参加すること」と定義します。

具体的な取り組み

行政活動への参加を充実させるために、行政は、事業の企画段階からの参加の機会を確保充実させる必要があります。そのほか、各種委員等の公募、パブリックコメント制度(1)の確立、市民ワークショップ(2)の開催、政策提案制度の創設などの具体的な取り組みが求められます。

コミュニティ活動への参加については、楽しい地域行事を開催して参加するきっかけを作ることが大事です。最初は、小さな集まりであっても、仲間づくりが進むことによって、大きな輪に育ちます。それには、情報や意見を収集したり伝達したりする場、地域課題解決のために話し合う場が必要になってきます。

いずれにしても、「誰かがやってくれるだろう」という気持ちから「自分たちがやる」という意識へ変わっていかねばなりません。みんなが地域に愛着を持ち真剣に考えて少しでも良くしていきたいという「思い」を強くすることが参加へとつながっていきます。

1 パブリックコメント制度とは、行政が政策、制度等を決定する際に、市民の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのことです。

2 ワークショップとは、仕事場、工房、作業場など、共同で何かを作る場所を意味しています。最近では、一方通行的な知識や技術の伝達でなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学びあったり創り出したりする、双方向的な学びと創造のスタイルとして定義されています。ファシリテーターと呼ばれる司会進行役の人が、参加者が自発的に作業をする環境を整え、参加者全員が体験するものとして運営されます。

(4) 協働

新たな公共の仕組み

市民ニーズが複雑・多様化していく現代社会においては、行政だけの公共サービスには限界があることを認識し、改めて自分たちの地域のことは自分たちで解決するという住民自治の基本に立ち返り、市民と行政が協力して自治を進めていくことが必須条件となります。

また、公共の領域は、みんなで力を合わせて担っていくという考え方を基本としながら、公共サービスの提供主体である行政が、地域住民、市民活動団体、企業などと連携・協力するとともに、お互いの役割を根本的に見直す必要があります。

地域に暮らし活動する地域住民、市民活動団体、企業などは、公共サービスの担い手として大きな潜在能力と可能性を持っています。この力を活かし、これらの主体と行政がそれぞれの特性や能力に応じて共通の目的を実現するために連携、協力する「協働」が必要となっています。

ただし、協働は「単なる行政の経費削減策であってはならない」ことに注意しなければなりません。確かに、現在の本市の財政状況は大変厳しい状況であることは事実ですが、「行政ができないから地域が行う」というのでは、単なる下請けになってしまいます。あくまでも、協働する者同士がお互いに何らかのメリットを感じなければ協働とはいえないのです。市民から信託を受けている行政が責任を回避することはできません。行政が責任を負うべき課題に関して受益者となる地域住民、市民団体、企業などとじっくり話し合いながら「新たな公共の仕組みづくり」を構築していくことが、今求められています。

2 . 市の現状

(1) 地域自治組織

地域自治組織とは、地域自治の推進を図るため、地域の身近な課題を地域住民自らが解決するとともに個性豊かな独自のまちづくりを住民主体で進めていくために、地域住民の自発的及び主体的な意向で設置することができる組織です。

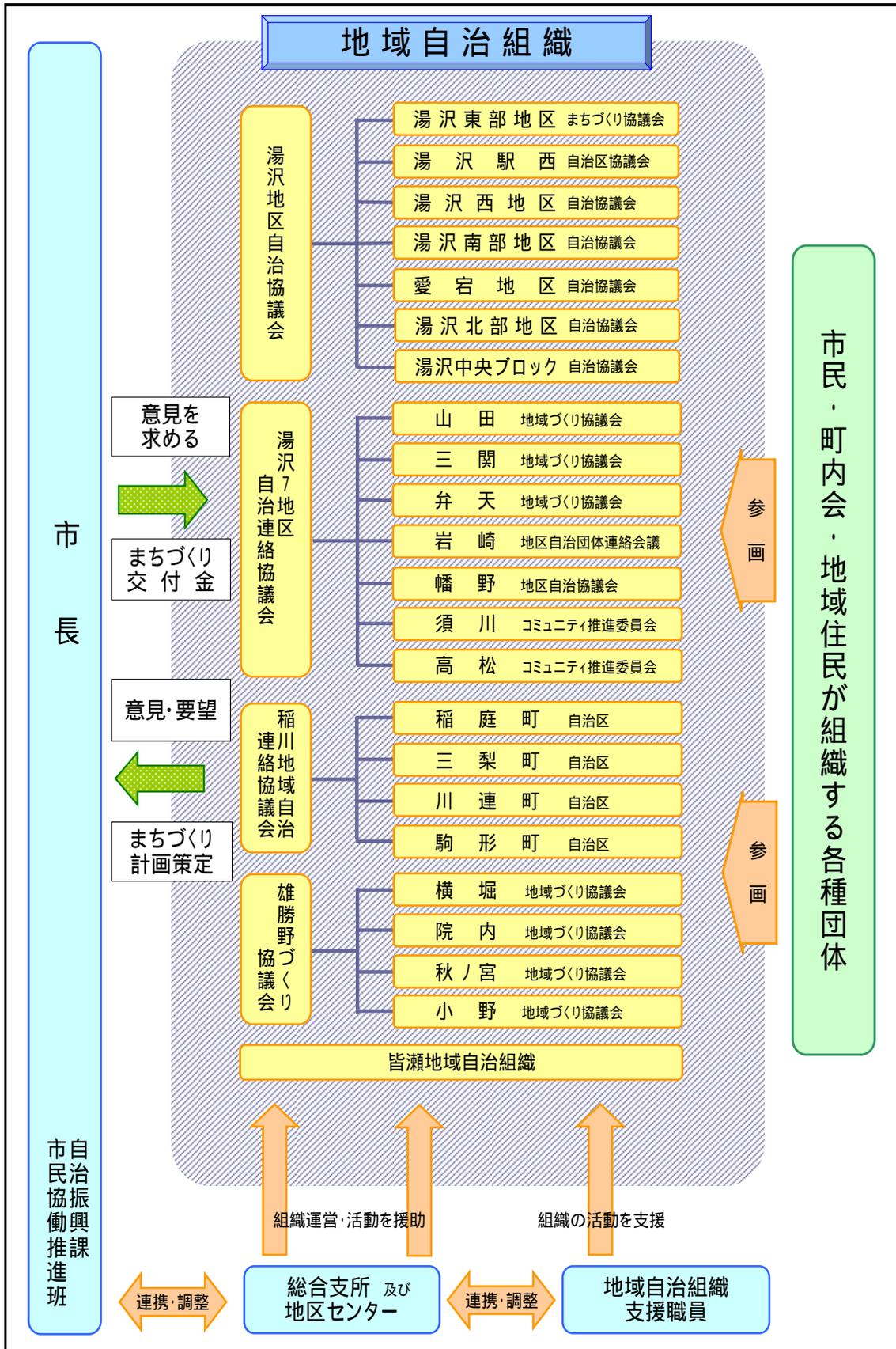
地域自治組織には、旧市町村単位に設置する地域自治組織連絡協議会と、その構成組織として地域の地区ごとに設置する地区組織があります。現在、市内全域に5つの地域自治組織連絡協議会と23の地区組織が立ち上がり活動しています。

市では平成17年度にまちづくり支援要綱及びまちづくり交付金交付要綱を制定し、地域自治組織を協働のパートナーのひとつとして位置づけ、人的・財政的に支援してきています。

それぞれの組織では、地域のまちづくり計画を作成し、安全・安心を守る活動、住みよい環境づくり活動、歴史・文化の保存活動など地域に根ざした特色ある独自のまちづくり活動に取り組んでいます。

しかし、自分の地域のことを考え、自ら行動するという「自治意識」がまだ定着しておらず、長年にわたる行政依存の意識からの脱却が図れない組織がまだまだ多く、自立した協働のパートナーに至っていないというのが現状です。そのため、地域自治組織の委員はもちろんのこと市民一人ひとりの意識改革と次世代を担う人材の育成が早急に求められています。

地域自治組織イメージ図



(2) 市民活動団体

現在、本市には、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づいて、法人格を付与されたNPO法人が14団体あり、その他にも法人格を持たないNPOやボランティア団体が多数あります。

しかし、その活動は観光のPRや少子化問題への取り組みなど市民の潜在的な需要があっても組織の設立に結びついていない分野も多く、多様化する市民ニーズに比較すると、その数は決して多いとはいえません。

従来の枠組みを超えた柔軟な発想でさまざまな社会的使命の実現を目的として活動する市民活動団体は、「自主性」、「自発性」、「先駆性」、「柔軟性」、「地域性」、「専門性」といった特性があり、公平性・平等性が求められる行政とは異なり、自由な活動が可能になります。その反面、特定のテーマに偏り活動範囲が限られる場合もあります。

新たな公共の担い手のひとつとして期待されている市民活動団体ですが、市民の認知度はまだ低く、特に、NPO法人以外のボランティア団体等については、行政側で全てを把握することは困難な状況となっています。行政や地域自治組織や企業等と市民活動団体が、相互の目的や特性を理解し、お互いに協力しながら公共の担い手として活躍していくためには、ネットワークを形成することと各団体の情報収集・発信の場が必要不可欠となっています。

(3) 企業等

100年に一度といわれる大不況の中、倒産する企業や受注減による生産調整により解雇される従業員が連鎖的にいろいろな業種に広がるなど企業を取り巻く経済情勢は非常に厳しいものがあります。その影響が地元企業や地元商店などに広がり、全く先の見えない不安定な状況にあります。地域の経済活動が成り立たなくなるということは、地域そのものが成り立たなくなるということになります。誰もそのような地域で暮らしていきたいとは思いません。企業や商店が地域に存在するだけで雇用を創出し、地域社会に充分貢献しているとの考え方もありますが、企業は従業員や企業活動を通じて、地域社会と深い関わりを持っており、地域社会は企業の存在基盤であり、製品やサービスの提供、納税、雇用など企業が果している社会的役割も社会の健全な発展があって初めて可能となります。このように、企業も社会を構成する一市民であるという企業市民という考え方が出てきました。

市内の企業の中でも、地域社会の一員として、地域のイベントや福祉活動、教育活動、清掃活動、防犯活動など多種多様な活動が行われています。企業による地域社会への貢献は、企業イメージの向上につながり、そのことが地域での企業活動をより活発化させます。しかし、まだ独自に活動しているところが多く、行政や市民活動団体等と情報交換する場を設けるなど、お互いの特性を活かし合い、お互いにメリットを感じられるような協働関係を築いていくことが重要です。

また、最適な協働のパートナーという観点から見れば、商工会議所、商工会、青年会議所、農業協同組合、森林組合などの公益的な団体との協働についても個別具体的に考えていくことが大切です。

(4) 行政

景気悪化による税収の減少や地方分権の推進で、もともと税財源の脆弱な本市の財政運営は、非常に厳しいものとなっています。いままでの行政サービスを維持することすら危ぶまれる状況で、市民にとって本当に必要なサービスは何か、行政が本当にすべきサービスは何かということを見極めることが必要になってきました。

また、合併により旧自治体間の制度などの違いから、新市としての一体感の醸成がまだまだ図られていない面もあります。更に参加・協働に対する職員間の理解に差があることも否めません。地域住民、市民活動団体、企業などと協働を進めるためには、職員間で情報を共有し、それぞれが綿密な連携を取りながら新市として一体感の醸成を図っていく必要があります。

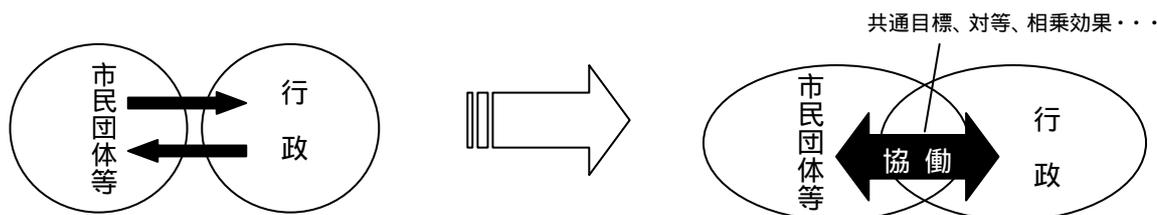
これからの行政は、行政主導での一方的な公共サービスから脱却するために既存業務の効率化・簡素化を進めると同時に、新たな住民ニーズに対応できる体制を組織全体で整えていく必要があります。

「自己決定」と「自己責任」が問われる時代です。個性的で魅力あるまちづくりを進めていくため、職員も自己研鑽に努めるとともに情報収集能力を高めていくことが必須条件となってきます。そして市民からの信託にこたえていくためには、地域の一員であるという自覚を常に持ちながら行動していかなければなりません。

3. 市民団体等と行政との協働の考え方

(1) 協働の定義

湯沢市において協働とは、「市民団体等と行政が、共通の目標を達成するため、尊重し合う対等な関係のもとに、お互いの特性を活用しながら、情報を共有し、協議し、役割を担い合い、評価して、相乗効果を得るための手段」をいいます。



(2) 協働の主体

参加・協働のまちづくりを推進するためには、市民一人ひとりが主体的にまちづくりに参加することはもちろんですが、湯沢市が目指す協働の相手方は、個人ではなく、次の組織(3)とします。この指針では、行政との協働の主体を包括して「市民団体等」と表現します。

地域コミュニティ団体

地域コミュニティ団体とは、地域自治組織・町内会・集落など、地域住民によって構成されている組織をいいます。地域の安全・安心を守る活動、地域の歴史・文化を継承する活動、地域をPRする活動など地域コミュニティの再生を図る活動が行われています。特に地域自治組織は、「地域の現状・課題を把握し、その解決策を地域住民みんなで考え、みんなで行動する」という「真の住民自治」を目指す中核的な組織としての役割が期待されます。

市民活動団体

市民活動団体とは、NPO・各種ボランティア団体など、共通した目的意識を持って公益的な活動を行う組織をいいます。専門性・先駆性・機動性・柔軟性などの特性を活かし、きめ細かいサービスを提供するとともに、個人の自己実現や社会参加のきっかけを提供する役割が期待されます。更に地域と行政を結ぶ中間支援組織(4)としての役割も期待されます。

企業等

企業等は、営利を目的として経済活動を行う私企業及び組合員や会員など特定の人

のために活動する団体（市民活動団体を除く。）をいいます。民間の組織であると同時に地域社会を構成する一員として、その役割が見直されつつあります。社会貢献活動への人的・財政的支援、グラウンドワーク（ 5 ）の手法を用いた活動、企業（団体）自体が参加できなくても社員（構成員）の意思を尊重して送り出す体制の整備などを通じて、積極的に公益的活動を支援することが期待されます。

3 ここていう「組織」とは、自ら定めた規則により、代表者を置き、意思決定等の機関を持つ団体をいいます。

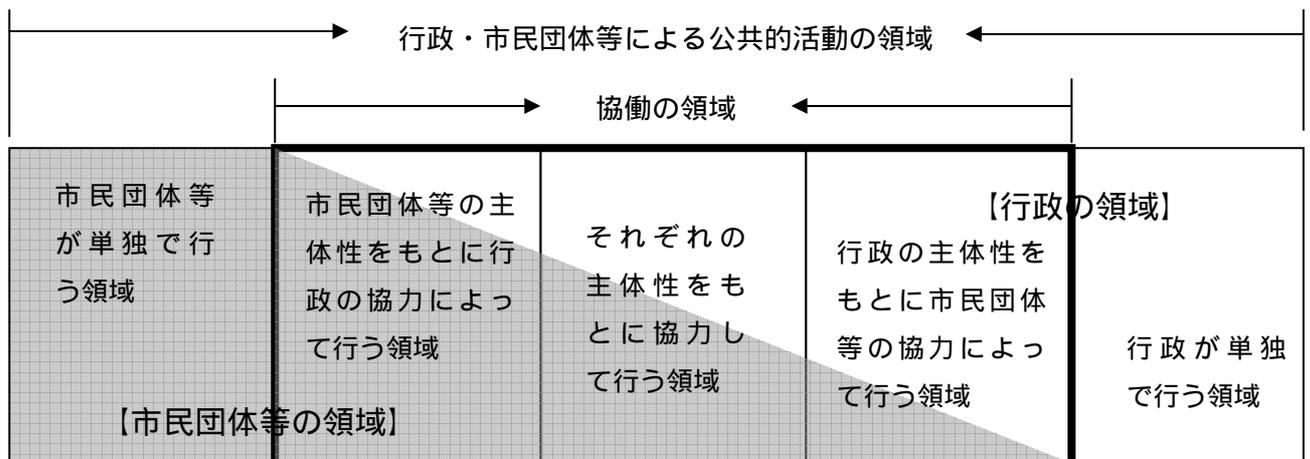
4 ここていう中間支援組織とは、市民団体等と行政の間にて、お互いのパイプ役となり協働がスムーズに推進されるようにさまざまな活動を支援する組織です。例えば、地域自治組織の担い手となる人材の育成、市民活動団体の情報収集・提供、各主体のネットワークづくりなどの役割が期待されます。

5 グラウンドワークとは、グラウンド（生活の現場）に関するワーク（創造活動）といった意味を併せ持っており、地域住民、行政、企業の三者が協力して地域の専門組織を作り、自らが汗を流して地域の環境を改善していく活動のことです。

(3) 協働の領域

行政はもちろん市民団体等も高い公共性を持っているため、重なり合う領域があります。

それぞれの領域は、社会情勢や市民ニーズに合わせた変化を求められるものであり、決して固定的に考える必要はありませんが、それぞれの特性を活かして協働するためには、お互いの役割を十分に認識し、協働の形態に合わせた双方の関わり方を整理して、考えていく必要があります。



(4) 協働の形態

協働の形態はさまざまであり、主な形態として次のようなものがあります。事業内容やその役割分担に応じて、最も効果的な形態を選んでいくことが重要です。

なお、次の形態は、あくまでも一例であり、状況に応じて新しい協働の形態を工夫・創造していく必要があります。

助成・補助

特定の事業等を育成・助長するために、行政が公益上、必要と認めた場合に支出するものです。助成・補助を行うことで、市民団体等の活動の幅が広がることが期待されます。

協働における注意点

ここでいう助成・補助とは、「毎年決まった団体に交付する」又は「行政が外部の意見を全く取り入れずに補助内容を決める」という従来の発想とは異なります。あくまでも、共通の目標を達成するために、対等な関係性をもって行うことをいいます。

共催

市民団体等と行政が主催者となり、イベント等の企画から実施・評価にいたるまでのプロセスを共有するものです。綿密な話し合いにより、明確に経費分担、役割分担、責任の所在などを確認しておくことが必要となります。

協働における注意点

どちらか一方の主導で事業を進めたり、役割分担に偏りが生じたりすることは、ここでいう共催ではありません。互いの役割を明確にするためには、文書化（協定書・覚書など）する方法も考えられます。

委託

本来行政が行うべきものを、市民団体等で行ったほうがより効果的・効率的であると思われる場合に実施するものです。責任の所在は行政にあります。市民団体等の持つ専門性・柔軟性により、行政にはない創造的な取り組みが期待できます。

協働における注意点

後述する「協働のルール」を十分に認識しなければ、単なる下請けとなってしまいます。市民団体等を市の仕事を受託した事業者という発想ではなく、共に行政目的を達成するための主体者であるという行政側の意識改革が必要です。また、継続的な委託を行う場合、市民団体等が事業委託に財源を依存することにより、自立性を損なわないよう配慮することも重要です。

後援

市民団体等又は行政のどちらか一方が行う事業に対し、人的・物的・財政的な支援をすることで公益を実現する手法です。市民団体等が主導で行う場合は、その活動の社会的信用性が高まることが期待され、行政が主導で行う場合は、市民団体等が持つ専門性やネットワークを活かすことが期待されます。

協働における注意点

単なる「名義後援」とならないよう、話し合いの場を十分に持ち、実施後は情報交換を行って成果を検証することが大切です。

委員会・協議会

市民団体等と行政の双方が参加して実施主体となる組織をつくり、課題の検討や計画策定、具体的な事業の実施などを共に行うものです。企画段階から協働することに

よって相互理解が深まり、お互いの信頼関係を築くことも期待されます。

協働における注意点

組織として意思決定するため、責任があいまいになる可能性があります。目的の共有と役割分担を明確に行うとともに、双方が主催者であるという意識をもって取り組む必要があります。

事業協力・協定

前述の助成・委託・共催のような形態をとらず、一定期間、継続的な関係のもとで協力して取り組みを行うものです。例えば、道路・河川等の環境美化活動がありますが、行政が単独で行うよりも、専門性の確保や迅速な対応など市民ニーズに直結した柔軟な対応が期待できます。

協働における注意点

前述の形態よりも関係性が弱まる可能性があるため、責任の所在が不明確になりやすいと思われます。互いの特性を十分に発揮できるよう、事前によく話し合うことが大切です。

4 . 協働のルール

自治の主体である市民と行政は、協働を推進するために、守らなければならないルールがあります。このルールが守られることによって、お互いの信頼関係が築かれ、協働の効果が上がり、そして協働を成功に導くものとなります。

(1) 対等

協働を進める前提として、市民団体等と行政は、共に地域づくりを行う対等なパートナーであるという意識がなければなりません。そして、お互いの特性や長所、短所をよく理解することが必要です。そのためには、開かれた話し合いの場を設け何度も何度も話し合うことが大事です。

(2) 主体性・自律性の重視

市民団体等と行政がそれぞれの力を十分発揮し合うためには、お互いが主体となって取り組むことが必要です。そのためには、自律と自主性が求められます。

(3) 目的の共有

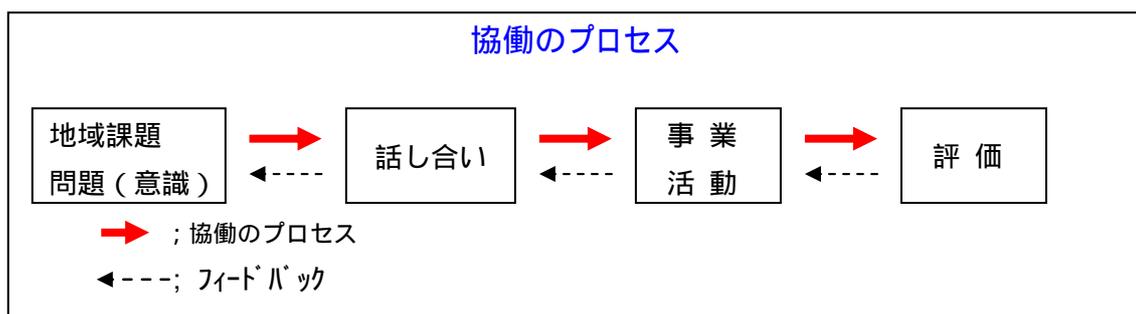
市民団体等と行政の協働によるまちづくりを円滑に推進し、効果をあげるためには、一つひとつの課題に対する活動の目的をお互いに理解し、達成しようとする目標を共有していなければなりません。

(4) 情報の共有

協働のまちづくりを進めていくには、積極的な情報公開、情報発信に努め、お互いが持つ情報を共有するとともに、取り組みが誰にでも分かるように、その過程を公開する等、透明性を確保することが大事です。そして、それぞれが説明責任を果たすことが必要です。

(5) 評価・フィードバック

協働で行った事業について、目標が予定どおり達成されたかお互いが評価するとともに、そのプロセスが適切であったか常に振り返り、改善点や課題を整理し、次の事業に活かすことが大切です。



5 . 湯沢市の参加・協働のまちづくりを推進するために

(1) 市民力と地域力の向上

市民力とは、市民が自主的・自発的に地域課題の解決に取り組もうとする力、言い換えれば、地域にある課題の解決を他人任せにせず、できることは自分でやろうという意思を持った力です。

地域力とは、地域社会の問題について、市民など地域の構成員が自ら問題の所在を認識し、自律的にその他の主体との協働を図りながら、地域問題の解決や地域としての価値を創造していくための力です。

このように市民力と地域力は、それぞれ同じ方向を目指すものであり、双方で相乗効果を発揮しながら高めていくものです。

情報の共有・発信

市民団体等と行政が新しいパートナーシップを構築しながら、市民力と地域力を向上させるためには、地域内の課題、問題等をお互いに共有し積極的にコミュニケーションを取っていくように努め、更にその内容をわかりやすく発信していくことが必要です。特に、行政で保有している情報は、本来市民のものであることを念頭に置き、積極的に情報開示に努める必要があります。

このような関係になってこそ相互理解を深めることになり、力強い地域社会の形成に結びつきます。

人材育成・活動支援

地域づくりや地域課題の解決に取り組んでいくためには、各主体をまとめ上げ、牽引していく人材を育成することが重要です。そのためには、専門的な知識や課題の掘り起こし、解決の手法を習得できる場が必要です。本市ではこれまでもセミナーや研修会などを開催して人材育成に取り組んできましたが、更に充実を図り、参加者が参加しやすい環境を整えていく必要があります。

また、市民団体等の活動を促進するためには活動に当たっての自主性・自律性を尊重して、その活動を支援するとともに相互交流が図られるようにすることが必要です。行政は、市民団体等の活動に財政支援を行う場合は、その活動の公益性や継続性などを考慮して提供するべきであり、その際は、行政はもちろんのこと市民団体等も説明責任を果たせるものでなければなりません。

更に、市民団体等と行政とが協働を進め、実りあるものにするためには、個々の状況に応じて、相談、指導、サポート、コーディネート、人材育成等の機能を果たす中間支援組織が必要です。

話し合い・交流の場

地域課題は、同じ地域にあっても個々の市民、各主体によって異なるものです。さまざまな地域課題をひとつのテーブルに乗せるためには、繰り返し話し合うことが重要です。市民団体等が交流や会議を行うことができ、課題解決への取り組みや活動事例などの情報収集、情報提供できる場が必要となります。

また、市民団体等と行政は、知恵を出し合い、創意工夫して現存する施設を有効に活用していく方策を考え、実現させていかなければなりません。例えば、公共施設の使用条件の見直しや既存の公共施設の空きスペースを活用し、市民団体等が常時利用できる場の確保などが考えられます。

(2) 行政の体制づくり

まちづくりを推進するためには、市民力と地域力が不可欠と前述しましたが、行政の職員力も欠かせない重要な要素です。市民団体等と行政との参加・協働によるまちづくりを進めていくためには、庁内推進体制の強化と職員の意識改革が必要です。

庁内推進体制

より効果的に地域づくり活動への支援や協働を促進するためには、庁内の推進体制を強固なものとする必要があります。しかし、単に体制を構築するだけでは意味を成しません。それが確実に機能することが重要です。

また、協働に対する職員の理解の差によって、事業の取り組み方に違いが生じたり、担当者が変わるたびに振り出しに戻ったりすることがないように、全職員が「みんなで築く夢が輝くまちづくり」という基本目標の1つを常に念頭に置き、市民団体等と行政は、対等なパートナーであるという意識を持ち続け、個別の施策の課題としてではなく、横断的かつ総合的な課題として取り組む必要があります。

職員の意識改革

職員も地域においては、一市民です。このことを常に意識し、市民感覚を持ちながら率先して地域づくりに参加していくという姿勢が必要です。

これまでの行政主導という認識を改め、これからは「住民自治」の時代であるということに切り替えていかなければなりません。地域の実情に応じその特性や地域資源を活かしたまちづくりを行うために、行政が責任を持って対処すべき課題については、きちんとその責任と役割を果たした上で、公共を担うのは行政だけではなく、市民団体等との協働の上に成り立つものであるという意識を持って取り組むことが不可欠です。

(3) 参加・協働のまちづくり推進協議会（仮称）

市民団体等と行政との参加・協働のまちづくりを推進し、市民団体等と行政が共に地域の特性を活かしたまちづくりを実現することを目的に、市民団体等を構成するさまざまな主体の代表者、公募の市民及び行政職員による参加・協働のまちづくり推進協議会（仮称）を設置します。

普及・啓発

協議会では、策定したこの協働推進指針を広く市民等に理解させるよう効果的な手法を用いて普及・啓発活動に努めるものとします。

調査・研究

参加・協働のまちづくりへの取り組み方は、時代の変化に合わせて常に進歩発展しなくてはなりません。

この目的を果たすため、協働の事例を収集・分類・分析して協働への取り組み方を強化し、本市に必要となる施策・制度について研究するものとします。

新たな仕組みづくり

参加・協働のまちづくりは、短期間で実現できるものではなく、今後、長期にわたって持続的に取り組んでいく必要があります。

協議会では、さまざまな協働の事例について、その手法や効果などを検証し、湯沢市における参加・協働のまちづくりのあり方について問題を提起するとともに、市民提案制度など新たな制度の導入や条例等のルールづくりを検討し、市に対し提言していきます。

本協議会は、湯沢市の未来を見据え、「みんなで築く夢が輝くまちづくり」を目標に、この参加・協働のまちづくりを進めるためにあらゆる努力をし続けるものです。